

医療等の現場での利用を念頭に置いた 社会保障カード（仮称）の活用シナリオ

平成 21 年 4 月 16 日

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会作業班

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会においては、これまで社会保障カード（仮称）の医療等の現場での活用に関し、様々な課題が指摘されてきたところであるが、選択肢が多くあるが故に議論を絞り込むことが難しい状況にあった。

本シナリオは、社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会、関係省庁、関係機関等の合意を得ているわけではないが、医療等の現場で健康保険証等として社会保障カード（仮称）を用いるに当たって想定される多くの制度面、運用面の課題を具体化するため、また、併せて一連の流れを仮定することで、採択しなかった選択肢の理由を明確化することに資するものとして作成した。

作業班としては、本シナリオにより、社会保障カード（仮称）の在り方に関する議論がさらに深まることを期待するものである。

医療等の現場での利用を念頭に置いた 社会保障カード（仮称）活用シナリオ（目次）

はじめに	1
1. 中継データベース（中継DB）の機能	2
1-1. 中継DBへの要求要件	2
1-2. 中継DBの機能	3
1-3. 社会保障カードを利用した資格確認システム概要	4
1-4. 社会保障カードに関連する構想	5
2. 社会保障カードと保険資格情報の紐付け	6
2-1. カードの発行主体について	6
2-2. カードの交付主体について	6
2-3. 識別について	6
2-4. 発行データベース（以下「発行DB」）について	7
2-5. 保健医療番号について	7
2-6. 社会保障カードと医療保険資格情報との紐付け方法について	8
2-6-1. 既存の被保険者証等からの切り替え方法について	8
2-6-2. 出生時の取扱いについて	10
2-6-3. 医療保険者間、同一保険者内の事業所間での異動の際の手續について	12
3. 健康保険証としての活用	14
3-1. ICカードの機能を使用した医療保険資格の確認プロセス	14
3-1-1. 医療保険の資格確認の要件	14
3-1-2. 本人による医療保険の資格確認について	14
3-1-3. 医療機関における医療保険の資格確認について	15
3-1-4. カード内の本人識別情報について	16
3-1-5. カードの存在確認について	17
3-1-6. 必要となる認証基盤について	17
3-1-7. 信頼を得るための安全対策	18
3-2. ICカードの使用により顕在化する課題と解決策	19
3-2-1. 回避策①：資格取得・喪失の届出業務の効率化	20
3-2-2. 回避策②：資格取得優先による中継DBの情報更新	21
3-2-3. 回避策の効果を最大化するための課題等	23
3-3. ICカードの機能が使用できない場合の対応	24
3-3-1. ICカードの券面について	24
3-3-2. ICカードの機能が使用できない場合の対応策について	25
3-3-3. 新たに生じる課題への対応について	27

4. 経過措置ならびにその他の留意点	28
4-1. カード交付の準備について	28
4-2. 交付の経過期間	28
4-3. 社会保障カードが機能するための条件	29
4-3-1. 年金記録の閲覧機能	29
4-3-2. 健康保険証機能および介護保険証機能	29
4-4. カード交付年齢	30
4-4-1. カードの悪用の可能性	30
4-4-2. 交付開始年齢	30
4-4-3. 判断能力・手続き能力を喪失した場合	31
4-5. 券面表記ならびに I Cチップ内情報と中継DBの整合性	31
4-6. まとめ	32
5. 制度的対応のイメージ	33

はじめに

社会保障カード（仮称）（以下、本紙では「社会保障カード」という。）の構想は、ICカードを交付することを想定しているために、媒体であるカードそのものだけを指し示しているようにとられかねないが、本来目指すところは必ずしもそうではない。

本構想は、我が国における今後の社会保障のための情報基盤を構築するもので、国民がいつでも望めば自らの社会保障サービスの状況を知ることができ、また社会保障に関わる手続きを簡略化し、安心して信頼できる社会保障の仕組みの構築に寄与するものである。

社会保障に関する個人の情報は、本人からすれば保護されるべき重要な個人情報である一方、給付側としては、確実な個人識別ができなければ給付をなすべき相手を特定することもできないこととなる。つまり保護方策を講じながらも確実な個人識別を可能としない限り、信頼に足る社会保障制度を維持することが困難となる。

確実な個人識別を行うための方策として、ICカードを利用することを想定しているが、ICカードの利用に際しては、国民が本人の情報を安全にコントロールするための特定のITリテラシーを持たなくとも、安心して利用可能であることを確保しつつ、その一方で、ICカードを鍵として信頼できる必要がある。

カード自体は、将来の社会保障基盤を利用するための鍵として重要であることに加え、さらに安心して利便性の高い社会保障の基盤を実現するためには、鍵であるカードが交付されるだけではなく、鍵によって開かれ、動作する仕組みが必要となることは当然であり、全国民のすべてのデータを集約する等の方法によらずに、全ての利用者が安全にかつ確実にデータにアクセスできる仕組みを講じなければならない。

その仕組みの交通整理を行う機能を「中継データベース（仮称）（以下、本紙では「中継DB」という。）」と呼んでいる。データベースという仮の名称ではあるが、様々な機能を実現するシステムであり、単純にデータを蓄える装置ではない。社会保障カードでは実際の社会保障に用いる個人データは、統合化せずに従前通りの保険者が保持することを前提にしており、カードを所持する国民や医療機関の必要に応じてデータの存在場所を示し、その保険者の保持するデータを安全で効率良く利用するための仕組みを提供するものである。

このような考え方は内閣官房情報通信技術（IT）担当室において検討が進められている電子私書箱（仮称）や次世代電子行政のそれと共通するものであり、実際、このような考え方を具現化するシステムとして共通する点も多くみられる。

そこで、このシナリオでは最初に中継DBについて概観し、電子私書箱（仮称）や次世代電子行政における検討との共通点について述べ、その後に医療現場において被保険者証としての機能を実現するため、保険者が保有する保険情報とリンクする方法、医療機関等での保険資格の有効性確認の方法、保険者における対応、また、ICカードの機能が利用できない場合の対応について、これまで複数の選択肢としていたものを、最適と考えられる方法を中心に記載し、さらにカードやそれを活用するための基盤構築が進捗中である、いわゆる移行期等において考慮すべき点をまとめた。

1. 中継データベース（中継DB）の機能

1-1. 中継DBへの要求要件

本シナリオにおけるシステムの関与者及びその動作、役割などを以下に示す。

- (1) 利用者
医療保険のサービスを利用するために、医療機関等へ出向いた利用者。社会保障カードを持参している。
- (2) 医療機関職員
医療機関等において、資格確認用の端末を使用し、資格確認を行う医療機関等の職員。
- (3) 社会保障カード
医療保険のサービスを受けることを目的に、本人を確認するための機能をもつカード。カードのICチップには、本人を特定する識別情報が記録されている。本人を確認した上で、確実に本人に交付されている。
- (4) 端末(カード読取機を含む)、クライアントソフトウェア
カードリーダーを通して、社会保障カードに格納された本人識別情報を認識する。資格確認システムのクライアントソフトウェアが設定された端末によって、オンラインにて、資格確認システムのサーバ側ソフトウェアへ確認要求を発行し、その返信を受ける。
- (5) 社会保障ポータル機能
本人がさまざまな情報を自分で閲覧する時には必要だが、資格確認時は不要。
- (6) 中継DB
オンラインで要求された、本人識別情報に対応する資格情報を、保険者等のデータベースへ要求及び当該要求に対する資格情報の回答を中継するシステム。
- (7) 保険者等のデータベース(以下「保険者DB」という)
保険者等が、加入している被保険者等に関する情報を管理しているデータベース。

- ①利用者からの要求要件
- ②医療機関等からの要求要件
- ③保険者等からの要求要件
- ④中継DB運用上の要求要件
- ⑤カード運用の観点からの要求要件

(1)利用者からの要求要件

- ・利用者が保持する社会保障カードの本人識別情報によって、適切に保険者DBへの資格確認ができ、その結果が最新であること。
- ・結果情報は正当であること。
- ・不必要な問い合わせを防止できること。
- ・本人識別情報と、その他の情報の機密性を確保すること。
- ・中継DBにどのような情報が格納されているかを利用者自ら確認可能なこと。

(2)医療機関等からの要求要件

- ・利用者が保持する社会保障カードの本人識別情報によって、適切に保険者DBへの資格確認ができ、その結果が最新であること。
- ・結果情報は正当であること。

(3) 保険者等からの要求要件

- ・保険者異動があった場合や制度へ新規に加入した者がいる場合、保険者等からの要求に基づき、変更・登録情報が確実に中継DBに反映され、かつ、中継DBの本人識別情報との結びつきを確実に保持できること(現状どおり保険者等を通じて変更手続等を行うこととした場合)。
- ・保険者が保持する情報について、保険者間で共有、移転または通知が必要な場合、その情報を中継すること。

(4) 中継DB運用上の要求要件

- ・適切なサービス運用時間を維持すること。
- ・初期構築時は、複数の保険者による複数の識別された情報と、利用者との結びつきを確定できること。
- ・操作員は厳格に任命され、操作員によって適切に操作されること。

(5) カード運用の観点からの要求要件

- ・格納する情報が、カードの券面に印刷される情報と齟齬がないこと。
- ・正当なカードであることを確認する機能を有していること。

(6) セキュリティ上の要求要件

- ・リスクが網羅的に分析され、適切な対策が取られた上で、残余リスクが明確にされていること

1-2. 中継DBの機能

中継DBは、以下の機能を提供する。

- (1) 医療機関職員の認証
- (2) リンク機能
- (3) (複数の) 保険者DB-中継DB間のシステム間相互認証
- (4) (複数の) 保険者DB-中継DB間の送受信情報のデータ変換
- (5) 中継DB-医療機関クライアント間、中継DB-保険者DB間の送受信制御
- (6) 証跡としての記録保管、記録確認機能

(1) 医療機関職員の認証

何らかの方法で、資格確認を要求した職員が正当な権限を持つことを認証する。

(2) リンク機能

資格確認要求の本人を特定する情報を検証し、該当記録を格納する保険者DBを正しく特定すること。